## 今和6年分 終与所得者の共義地院第 (異動) 由生津

1			y		川市	日の沃良		(共利)	TOB	,		/ ++
10   10   10   10   10   10   10   10		長等	給与の支払者 大体の名称(氏名)	式会社電風終研		- F //		<b>5</b> 17			使たる指与にフ	(扶
# 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	艺	務署長	給与の支払者 **この申	申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		110	100 00	<u> </u>		1.	等申告書の提出 (提出している場合 \ には、○印を付け	記載のしかたは
R 分 等	市区町	町村長	給与の支払者の所在地(住所)	如地工艺之一门		47 13.771	号214-00:					
R 分 等	<u> </u>		象配偶者、障害者に該当す	る同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、	あなた	自身が障害者、寡	婦、ひとり親又は	1 70 9 1/2		、場合には、以下の各欄に記	入する必要はありません。	
			( フ リ ガ ナ )	個人番号		特定扶養親族	令和6年中の	非居住者では	らる親族		異動月日及び事由	◎ ◎ ◎ <b>こ</b> 出こるこ
	A 対象配	7/00 -44	1 - 2 - 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			(1714.1.2 22 ~ (718.1.12)					2024年7月2日	<b>の</b> すの人の 申る申が申 <b>告</b> こ告い告 <b>書</b> と書な書
1	(注	1)	以下該多分し	明· 次 昭 · 平			hi				月起しのため	のがはいに
# 2	主		1		1	□ その他		□ 留学 □ 障害者				載き2も源 にまか提泉 当せ所出控
# 2	た					日 特定扶養親族	þj	The south to the death of the	Transmoth by 1			っ °上るタ
5   5   5   5   5   5   5   5   5   5	給与物験	차 숲	2			□ その他		□ 留学 □ 障害者				<ul><li>給が値</li></ul>
下	ら B 扶養	親族				□ 特定扶養親族 	П					- n
下	控   (16歳」   除 (平21.1.1』   を		3					□ 留学 □ 障害者				の 支ま
下	受け			明·平		□ 特定扶養親族	hì					申け
であるなとの   上の点当する刑法が領にチェックを付い(一)   大・南   一   上の点当する刑法が第45条45条の3の2と及び第317条の3の2に基づき、給与の支出者を経由して市区町村長に提出する給与所得省の扶養親族等申告書の記載網を終わてします。)   上の点   上の点   日の様に   日のみ   日の	る		4					□ 留学 □ 障害者				告につ
□ 一 校の 阿 市 名					-	□ 特定扶養親族	hi	<u>.</u> 387/17/24	`			い 場 て 合
下できる   であった   である   である		ひとり親又は	□ 障害者 区分 該当者	本 人 同一生計 扶養親族 □ 寡	婦	障害者又は勤労	学生の内容にの概	Jの記載に当たっては、裏	而の「2 記載につ	oいてのご注意 ]の(8)をお読みくださv	い。) 異動月日及び事由	の に は
数	障害者				) (E)							注意
上の該当する用及び欄にチェックを付け、( ) 内には該当する決差視験の人数を記入してください。   2 間子的は隣接を送まれる一にする配偶者 (特色事業単成者としてお与り支払を受ける人及が目的事業単成者を終わます。) で、令和6年中の   格	C ひとり		特別障害者	( )	. ,,							
世際を受ける	對 刀		同居特別障害者		- dt.	(注)1 源泉控除対象 支払を受ける人別	配偶者とは、所得者(令及び白色事業専従者を開 ました。 ではまたない。	7和6年中の所得の見積割余きます。)で、令和6年中の 7年の日本 1年	[が900万円以下の. D所得の見積額が95 業事役者として終る	人に限ります。)と生計を一にする配偶者 5万円以下の人をいいます。 5のされをのけるしあり中の事業事件	者(青色事業専従者として給与の ************************************	寺りたち
D 控除を受ける 扶養親族等	<b>_</b>		上の該当する項目及び欄にチェックを	<del>' </del>		所得の見積額が	48万円以下の人をいい	ます。			留を除さより。) (、竹和〇年千の)	お の ii 読 1 :
①住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)   16歳未満の	D 控除を受ける		氏 名	裁 柄 生平月日	住所	「又は居	所				異動月日及び事由	( 所 )
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)  16歳未満の 扶養親族 (平21.1.2以後生)    1				平·令								さしま
16歳未満の										"		。提
16歳未満の   扶養親族 (平21.1.2以後生)   2	○住民税に関	関する事	<b>耳項</b> (この欄は、地方税法第45	5条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与	の支払	者を経由して市区町	J村長に提出する給	与所得者の扶養親族		·····		
2   1   1   1   1   1   1   1   1   1	扶 養 親 族		(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あなたとの 続杯	生年月日	住 所	又は居所	控除対域があった。	象外国外扶養親族 令和6年で 新合は〇印を付けてください。) 所得の見積額	Pの ((※) 異動月日及び事由	- ※ 「令和6
2   1   1   1   1   1   1   1   1   1			1								円	所得の見積 には、退職 除いた所得。 額を記載し
配偶者・扶養親族 □ □ ← □ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○	(   21.1.2%)	FXl /	2			平 · ·			-		四	INC INCIPACO
	退職手当等を	有する	(フリガナ) 氏 名	個人番号	あなたと	生年月日	住 所 又 (	よ /古 /グ (該当	する項目にチェックを付け	る 親 族 令 和 6 年 中 の 障 けてください。) 所得の見積額(※) 区	**	寡婦又はひ
	配偶者・扶乳	き親 族						□ 304	L未満又は70歳以上. □ fi	CF min		□ 寡婦 □ ひとり親

この申告書は、令和6年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。 この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動 後の内容に補正してください。

後の内谷に間にしている。 3) 2 か所以上から給与の支払を受け、1 か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) 控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与 の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。

年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「絵与所得者の基礎控除 申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、全和6年の最後の給与の支払を受ける目の前目までに給与の支払者 に提出する必要があります。

## 2 記載についてのご注意

0

類

留学ビ

類

送金

類

38

万

類

0)

(1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉搾除対象配偶者、搾除対象扶養親族、年齢 16 歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、

の状態機族又は超越于当等を利する配胸者\*状態視族のマイテンハー(胸外角写)で配収する必要がありますが、一定の女中のす。 マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。 )「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー

5 「新号の文法者の広人(画人)催う」欄には、この申音音を受理した船号の文法者が、結号の文法者の伝人作号文はマイテンハー (個人番号)を記載してください。 3 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払 者から受ける給与をいいます。

者がら父りる新子といべます。 けり、控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ るときは「その他」にチェックを付けてください。 また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。

また、空脈対象状炎を根膜が守た状変機膜である場合には、「特定状変視膜」欄にチェックで付けてください。この場合、所得の種 (5)「令和6 年中の所得の見格質」欄には、収入金額が等から必要維度等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種 類が給与である場合には、収入金額から給与所得挟除額(例えば収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 55 万円(収入金額を限 度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。 なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の

なお、非課税とされる遺族年金などの所得。源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の 税当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の利定の基礎となる所得には含まれません。 6) 源泉控除対象配偶者が非居住者(単である場合には、「非居住者である親族」欄に〇印を付けてください。また、控除対象扶養 親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が 16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の 「16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上 にチェックを付け、その非居住者の年齢が 30 歳以上 70 歳未満で一定の要件を満たす人(下 記4⑤中小に該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該 当まる項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。)。

国する場合にオープラを刊りてくたさい(2以上の場合に該当する場合、いりれか「つにデェックを刊りてくたさい。)。 (注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。 なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の手続等の詳細は、国税庁ホームページの「国 外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。

(7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和6年中にその親族に送金等を した金額の合計額を記載してください。

(8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。

「曜吉者又は30万字生の内含」編には、て化て北のり引度を記載していませた。 イ 隆書者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)など の障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害 者であるときは同居の有無)、マイナンパー(個人番号)準、住所又は居所、生年月日、あなたとの総柄及び令和6年中の所害 の見種額(これらの事項のうち「源泉操除対象配偶者」欄、「挫除対象状養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載して

いる事項については、氏名を除き、記載を名略できます。) また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和6年中にその同一生計配偶者又は扶養

また、当該回一生計配調者又は扶養親族が非居住者である場合には、その冒及び令和6年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。)(注)一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和6年中の所得の種類とその見積額(注)寡婦又はひとり親に該当する人については、この楣の記載を要しません。
(9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配個者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載して大きな。 てください。

(00) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下100において同じです。)の支払を受ける配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。)又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限りま す。) に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされていま 9-01 に元に収してくたさい(ELKRでは、状変風族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。)。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3(2)の(注)1か64の確認書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。なお、表面の二次元コードを読み取ることで、詳しい記載のしかた等をご覧になれます。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

## 3 添付書類

(1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主

(1) 平の中途で規載した人で開戦のある人は、間の動物先から交付を受けた源泉放収無などを、また、平の中途で使たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉放収集などを添付してください。 (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」はいかを添付してください。 また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」(#2.5) も添付してください。 イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族 ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者

ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者

ハ 障害者程原の週刊を受ける同一生計配偶者 さらに、年末凋終において、上記イ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和 6 年の最後の給与の支払を受ける目の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別 途作成し、「送金関係書類」 (\*3、5)(その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち、58万円以上の 支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」 (\*4・5) を添付した上で提出するか、あるいはこの申告 780 「生計を一 にする事実」欄又は「隆書者又は動分学生の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」(その親族を控除対象扶養親族として、「非 居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」)を添付した上で提出してください(上記ロに該当する配偶者について配偶者(特別)接除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする
事実を記載した「給与所得者の配偶者接除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。)。
(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいい

ます。 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し

(2) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した普類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに

で限ります。) 限ります。) 2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者が外国における智学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなく

① 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し

外国における在留カードに相当する書類の写し

② 対国のおりる電面カートに相当する音がパラしました。 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要 の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為棒取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明ら かにする事類

(2) いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写して、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示して その親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に和当する額をあなたから受領したことを明らかにする 禁箱

(3) 。」(電子決済手段等取引業者(電子決済手段を発行する一定の銀行等又は資金移動業者を含みます。)の書類又はその写しで、 その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類

ていた子供行子校子収分取分取名が17年で将子校の移転によりめなだからての規則に又払をしたことで明らかにする告知 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である数族各人への令和6年中における 生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。 「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」が外国語により作成されている場合には、 訳文も添付する必要があります。

(3) あなたが、勤労学生である場合(更修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。)には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

## 4 扶養親族等の範囲

[①同一生計配偶者] 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(背色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和6年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業真従者として給与の支払を受ける人及び自色事業真従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人

【③控除対象扶養親族】 ①の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

扶養親族が居住者の場合 年齢 16 歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人)

日 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 (イ) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の人 (平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)

年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

年齢 30 歳以上 70 歳未満の人(昭和 30 年 1 月 2 日から平成7年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日から平成18年1月1日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人(昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人)

[®同居老親等] ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や①の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

精神上の魔害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・・・全て特別魔害者になります。

精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな п

ハ ^ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。

身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 障害者になります。

ホ - 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります。

、原子爆弾被爆者に対する接渡に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。

常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・・・全て特別障害者になります。

精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人(昭和 35 年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又は二に準ずる隨害があると認定されている人・・・・・このうち、イ、ロ又は二の特別隨害者と同程度の隨 害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は①の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が 6,777,778 円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑫のひ とり親に該当する人を除きます。)

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、①の扶養親族を有する人

夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が 500 万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 ロ その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は①の扶養親族とされている者を除き、令和6年中の総所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【⑩勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること。

ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。 ハ 令和6年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給

与所得等以外の所得が10万円以下であること。